

○ 加古川市電子入札実施要綱

令和 2 年 9 月 9 日
総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）その他の法令及び加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）、加古川市契約事務取扱要領（平成 7 年 3 月 31 日総務部長決定）その他の規程に定めるもののほか、加古川市（以下「市」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織で、調達業務を実施するためのもの（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（見積合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録)

第 2 条 電子入札を行おうとする者は、加古川市の電子入札システムに、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 企業情報
- (2) 代表窓口情報
- (3) 電子証明書を格納した I C カード（以下「I C カード」という。）の利用部署情報
- (4) I C カード情報

2 前項の登録をした者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに登録の内容の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用する I C カード)

第 3 条 市長が電子入札に使用する I C カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行したものであること。

2 入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 認定認証事業者が発行したものであること。
- (2) 加古川市入札参加資格者名簿（建設工事又は測量・設計・コンサルタント）に登載された代表者又は、委任先を設けている場合は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、それに記録されている情報が電子入札システムに登録されていること。
- (3) 入札参加者が、加古川市共同企業体による建設工事の試行に関する要綱（平成 13 年 4 月 19 日市長決定）に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）

である場合は、同要綱第7条に規定する代表者が属する建設業者が、当該建設業者の代表者等の名義で取得したもので、それに記録されている情報が電子入札システムに登録されていること。

- 3 入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った電子入札は、無効とする。

(案件登録)

第4条 市長は、次に掲げる事項を電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 電子入札の対象とする案件（以下「案件」という。）の概要
 - (2) 案件の詳細
 - (3) 入札の期間その他電子入札の実施に係る期間、日時等
- 2 入札の期間は、原則として開札日の前日までの2日間とし、その他の期間は、紙による入札（以下「紙入札」という。）の場合に準じるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録した内容を修正する必要があるときは、次項に定める場合その他登録した内容を修正することができる場合を除き、直ちに登録した内容の全部を削除した上で、改めて登録をするものとする。
 - 4 市長は、第1項に規定する案件の概要等の登録後において、開札予定日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに開札予定日時を延期することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、変更後の開札予定日時を日時変更通知書により通知するものとする。

(入札参加申込に伴う手続)

第5条 加古川市制限付一般競争入札実施要綱（令和2年9月9日総務部長決定。以下「実施要綱」という。）に規定する制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）のうち、市長が電子入札によることとした案件に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、実施要綱第7条第1項に規定する競争入札参加資格確認申請書を、電子入札システムにより送信しなければならない。

- 2 市長は、競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより受信した場合において、競争入札参加資格確認申請書の補正等の必要がないときは、競争入札参加資格確認申請書受付票を入札参加希望者に電子入札システムにより送信するとともに、その業者詳細情報を保管するものとする。
- 3 市長は、実施要綱第8条第1項に規定する入札参加資格の有無の決定をしたときは、競争入札参加資格確認通知書を入札参加希望者に電子入札システムにより送信するものとする。

(電子入札システムによる資料の提出)

第6条 入札参加希望者は、市長に入札参加資格確認資料（以下「提出資料」という。）を提出するときは、当該提出資料に係るファイルを電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存す

るファイルの形式は、次の表のとおりとする。ただし、市長がこれにより難しいと認めるときは、この限りでない。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2019 形式以下
Microsoft Excel	Excel2019 形式以下
PDF	AcrobatDC 以下

- 3 入札参加希望者は、提出資料を作成するときは、ファイルを保存するときに損なわれる機能を使用してはならない。
- 4 入札参加希望者が提出資料に係るファイルを圧縮する場合は、ZIP形式によるものとし、自己解凍方式は、認めない。
- 5 市長は、提出資料に係るファイルがウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに当該ファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを電子入札システムにより送信した者と再提出の方法を協議するものとする。
- 6 市長は、前項の場合において、完全にウイルスを駆除することができるときでなければ、電子入札システムによる当該提出資料に係るファイルの再提出を認めない。

（書面による資料の提出）

第7条 入札参加希望者は、提出資料のうち次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、すべての提出資料を書面で提出しなければならない。

- (1) ファイルの容量が1MBを超える資料
 - (2) 共同企業体結成に係る届出書類
 - (3) ファイルがウイルスに感染しているおそれのある資料
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が書面によることが必要であると認めた資料
- 2 前項の場合において、入札参加希望者は、参加申請期限までに、提出資料を契約検査課まで持参するものとする。
 - 3 第5条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による提出資料の提出について準用する。

（指名競争入札における手続）

第8条 指名競争入札のうち市長が電子入札によることとした案件において指名通知を受けた者は、参加意志の有無に関わらず、受領確認書を入札書提出締切日時までに電子入札システムにより送信するものとする。

（連絡事項）

第9条 市長は、別に定めがある場合を除き、電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、市がインターネット上に開設した入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）等で提供するものとする。

- 2 市長は、入札参加希望者又は入札参加者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議を一切認めないものとする。

(質疑等)

第10条 入札参加者は、設計図書について電子入札システムにより質問するときは、入札参加者名を特定できる内容を記載しないようにしなければならない。

2 市長は、入札参加者からの質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問に対しては、回答しない。

(紙入札への変更)

第11条 市長は、市の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができないときは、電子入札の手続に支障がないと認める場合を除き、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札と紙入札の併用は認めない。ただし、次項の規定により市長の承認を受けたときを除く。

2 入札参加者は、案件について紙入札で参加しようとするときは、紙入札承認願を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により紙入札承認願が提出された場合において、その理由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。この場合において、市長は、紙入札承認願を提出した者に対し、紙入札承認通知書を交付するものとする。

(1) 電子証明書記載事項の変更等によりＩＣカードの効力が喪失したとき（以下「失効」という。）、暗証番号の誤入力によりその使用が停止されたとき（以下「閉塞」という。）又は破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再発行を申請中の場合。

(2) 前号のほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がないと市長が認める場合。

4 市長は、紙入札を承認したときは、入札書提出期限までに、電子入札システムに前2項の規定により紙入札を承認された者（以下「紙入札業者」という。）の登録を行わなければならない。

5 紙入札業者は、次に掲げる事項を除き、通常の紙入札の方法により入札しなければならない。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した競争入札参加資格確認申請書及び提出資料は、有効なものとする。

(1) 入札書及び積算内訳書（工事を伴う設計委託の場合は業務費内訳書。以下「積算内訳書等」という。）を、それぞれを別の封筒に封入して、指定した日時までに指定した場所へ持参すること。

(2) 入札書及び積算内訳書等の受領書が発行されたときをもって、入札書及び積算内訳書等の情報が電子入札システムに記録されたものとする。

6 市長は、紙入札業者が持参した入札書及び積算内訳書等は、厳重に保管するものとし、入札書及び積算内訳書等は開札日時まで、封入された封筒を開封してはならない。

(入札に関し必要な事項)

第13条 電子入札は、入札書に必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信して行わなければならない。

2 電子入札の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。

(2) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。

(3) 電子入札に使用したICカードが、第3条第2項各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ、一般競争入札においては、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合を除く。

(4) 入札金額に対応した積算内訳書等に係るファイルを入札書の「内訳書等」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。

(5) 第6条の規定は、前号の積算内訳書等について準用する。

3 前項各号に掲げる要件に満たない電子入札は、無効とする。

4 入札参加者は、時間的な余裕をもって電子入札システムによる入札書の送信作業を行うとともに、入札書受信確認通知を印刷して保管しなければならない。

5 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札参加者が電子入札に使用する電子計算機の付近で待機し、手続の進行状況を確認しなければならない。

6 入札参加者は、第3条に規定するICカードが失効、閉塞又は破損した場合に備えて、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めるものとする。

7 市長は、電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

8 電子入札における入札に関し必要な事項は、前7項に掲げる事項を除き、紙入札の場合に準じるものとする。

(入札書受付締切)

第14条 市長は、入札書提出締切日時を経過したときは、入札参加者に対し入札締切通知書を発行するとともに、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

2 市長は、入札書提出締切日時の経過後は、入札書の提出又は電子入札システムによる送信を受け付けない。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、入札書提出締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。

2 入札書提出締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前項の辞退届の送信もない入札参加者は、入札書提出締切日時を経過した時をもって当該電子入札を辞退したものとみなす。この場合において、当

該入札参加者は、別途入札辞退届を市長に提出するものとする。

（開札の実行）

第16条 市長は、開札日時を経過後、遅滞なく、開札の手続を開始するものとする。

2 市長は、紙入札業者があるときは、紙入札業者を立ち会わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認するものとする。この場合において、入札書が有効である場合は、市長は、その入札金額を電子入札システムに入力する。

3 市長は、一般競争入札においては、第5条第2項及び第14条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたＩＣカードが入札参加の申込みに使用された名義人のものと同一であることを確認するものとする。

4 市長は、指名競争入札においては、第14条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたＩＣカードが登録名簿に登録された代表者等が取得したものであることを確認する。

5 市長は、積算内訳書等の内容の確認を入札書提出締切日時後に行うことができるものとする。

（開札状況に関する情報提供）

第17条 市長は、入札参加者に開札の進捗状況に関する情報提供を行う必要があると認めるときは、電子入札システムに進捗状況を登録するものとする。

（落札決定）

第18条 市長は、落札者を決定したときは、電子入札を執行した担当者の電子署名（以下「執行担当署名」という。）を付加した落札決定通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

2 市長は、入札執行後、開札結果表を入札書等と一括して保管するものとする。

3 市長は、入札に立ち会わなかった紙入札業者があるときは、開札結果表に、開札に立ち会った担当課の職員その他の当該入札事務に直接関係のない職員に立会人として記名押印させるものとする。

（落札決定の保留）

第19条 市長は、実施要綱に基づく制限付入札において、開札後に入札参加資格を審査するために落札決定を保留したときは、執行担当署名を付加した保留通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

2 前条第2項の規定は、保留通知書を電子入札システムにより送信した場合について準用する。

3 前条の規定は、第1項の規定による開札後の入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を実施して落札者を決定した場合について準用する。

（くじ引きによる落札者等の決定）

第20条 落札となるべき金額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システ

ム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者（事後審査を実施する場合あっては、落札候補者）を決定する。

- 2 電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。第12条第3項の規定により紙入札を承認した場合も同様とする。
- 3 第18条の規定は、電子くじによって落札者を決定した場合について準用する。

（再度の入札）

- 第21条 市長は、開札の結果、落札となるべき入札がないときは、再度入札通知書を対象となる入札参加者に電子入札システムにより送信し、再度の入札を執行することができる。
- 2 再度の入札の執行回数は、原則として1回とする。
 - 3 第14条の規定は、再度の入札を執行する場合について準用する。

（入札の打ち切り）

- 第22条 市長は、再度の入札の結果、落札者がいないとき、又は指名競争入札において入札参加者が2人未満となったことが入札参加者の知るところとなったときは入札を打ち切る。
- 2 市長は、入札を打ち切ったときは、執行担当署名を付加した入札取り止め通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信する。
 - 3 第18条第2項の規定は、入札取り止め通知書を電子入札システムにより送信した場合について準用する。

（開札結果の公表）

- 第23条 市長は、開札後、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により、案件ごとの入札参加者の入札金額、落札者及び落札金額等を公表するものとする。
- (1) 開札日 入札会場又は契約検査課における掲示
 - (2) 開札日の翌日以降 入札情報サービス及び契約検査課における閲覧

（補則）

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手續に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に公告する工事等に適用し、同日前に公告する工事等の入札の期間は、加古川市建設工事審査会で決定する。
- 3 第12条の規定は、令和3年3月31日までの間で、郵便応募型入札による場合は

この限りでない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。